

令和4年度(2022年度) **【中小企業販路拡大支援補助金  
小規模事業者販路拡大支援補助金】**  
**公募要領**

1 事業の目的、制度内容について

(1) 事業の目的

八王子市内の中小企業・小規模事業者の販路拡大を促進し、地域経済の活性化及び市内産業の振興を図ることを目的としています。

(2) 用語の意味

ア 中小企業

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいいます。

業種	中小企業基本法の定義
製造業	資本金3億円以下 または 従業員数300人以下
卸売業	資本金1億円以下 または 従業員数100人以下
サービス業	資本金5千万円以下 または 従業員数100人以下
小売業	資本金5千万円以下 または 従業員数50人以下
上記以外	資本金3億円以下 または 従業員数300人以下

イ 小規模事業者

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者をいいます。

業種	中小企業基本法の定義
下記以外	従業員数20人以下
商業	従業員数5人以下
サービス業	従業員数5人以下

ウ 従業員

常時雇用する労働者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する者）をいいます。

(3) 補助対象者

次の全てに該当する方が対象となります。

ア 八王子市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業または小規模事業者であること

※ 個人事業者の場合は、八王子市内に主たる事業所及び住民登録がある方に限ります。

イ 市税等の滞納がないこと

ウ みなし大企業ではないこと

- エ 同一の事由で交付される国、都、その他の機関からの補助金等を重複して受けていない、若しくは受ける予定がないこと
- オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条により定める営業内容に関わる事業を行っていないこと
- カ 公序良俗に反する事業を行っていないこと
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員ではないこと

(4) 補助対象事業

ア IT・DXを活用した販路拡大事業

- ① ウェブマーケティング等調査
- ② IT導入
- ③ 販路開拓に結びつけるための業務効率化（IT・DXを活用したもの）
- ④ IT導入に関する事業（販路拡大に係るものに限る）

イ ア以外の販路拡大事業

- ① 事業計画の策定
- ② 市場調査（ウェブマーケティング等調査を除く）
- ③ 広告 PR
- ④ 販路開拓に結びつけるための業務効率化（IT・DXを活用したものを除く）
- ⑤ その他販路拡大に資する事業（IT・DXを活用したものを除く）

(5) 補助対象経費

次に挙げる経費が対象となります。

ア IT・DXを活用した販路拡大事業

補助対象事業 (事業区分)	補助対象経費
ウェブマーケティング等調査	・ 新たな販路拡大のためのウェブマーケティング調査・分析に関する経費
IT導入	・ 新たな販路拡大のためのホームページ作成・再構築、ウェブデザイン等に関する経費 ・ 新たな販路拡大のためのITツール導入に関する経費 ・ ネット販売システムの構築・導入に要する経費 ・ オンライン展示会への出展 ・ 新たな販路拡大のためのインターネットを活用した広告に関する経費
販路開拓に結びつけるための業務効率化	・ 新たな販路拡大のために、自社の業務の効率化や生産性向上を図るための経費（ITを活用したもの）
その他IT導入に関する事業	・ その他、販路拡大のためのIT導入で市長が認めたもの

イ ア以外の販路拡大事業

補助対象事業 (事業区分)	補助対象経費
事業計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たな販路拡大のための事業計画策定・指導等のコンサルティング経費</li> <li>・ 独立行政法人中小企業基盤整備機構又は公益財団法人東京都中小企業振興公社等が実施する販路拡大・販路開拓を目的としたコーディネート事業・専門家派遣に係る経費</li> </ul>
市場調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たな販路拡大のための市場調査・分析（ウェブマーケティング調査・分析を除く）に関する経費</li> </ul>
広告 PR	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ブランド構築に関するコンサルティング、デザイン等の経費</li> <li>・ 新たな販路拡大のためのカタログ、パンフレット等の PR のための情報媒体作成に関する経費（インターネットでの配信・閲覧を目的とした動画を除く）</li> <li>・ 新たな販路拡大のためのチラシ、ダイレクトメール、カタログ等の発送に要する経費</li> <li>・ 新たな販路拡大のための新聞、雑誌等（インターネットを活用したものを除く）の広告に関する経費</li> <li>・ 展示会への出展（オンライン展示会を除く）</li> </ul>
販路開拓に結びつけるための業務効率化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たな販路拡大のために、自社の業務の効率化や生産性向上を図るための経費（IT を活用したものを除く）</li> </ul>
その他販路拡大に資する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他、販路拡大のための経費で市長が認めたもの（IT を活用したものを除く）</li> </ul>

(6) 補助対象とならない経費

次に挙げる経費は対象となりません。

※ 代表的なものを例示しています。この他にも補助対象とならない経費はあります。

ア 汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例 パソコン・タブレット端末・デジタルカメラ・撮影器具・切手・ガソリン代など）の購入費

イ 消耗品（補助事業を行うために必要な原材料・部品など）の購入費で単価が1万円未満のもの

ウ 中古品等の購入費（オークション・フリーマーケットサイトからの購入を含む）

エ 契約書、請求書、振込控、領収書等の帳票類が不備の経費（帳票類の宛名が申請者と異なる場合など）

オ 手形、小切手、電子マネー、各種ポイントなどで支払ったもの

カ 通常業務、取引と混合して支払いが行われており、判別が困難な経費

- キ 他の取引と相殺して支払いが行われている経費
- ク 振込等手数料（代引手数料を含む）
- ケ 公租公課（消費税及び地方消費税額など）
- コ 親会社、子会社、グループ企業等関連会社（資本関係のある会社、役員を兼任している会社等）との取引に係る経費
- サ 公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

(7) 補助率及び補助金額

補助率と補助金額は次のとおりです。

補助金	補助率	内容	補助金額
中小企業販路 拡大支援補助金	<u>2/3</u> 以内	I T ・ D X を活用した 販路拡大事業	<u>15万円以内</u>
		上記以外	<u>5万円以内</u>
小規模事業者販路 拡大支援補助金	<u>3/4</u> 以内	I T ・ D X を活用した 販路拡大事業	<u>15万円以内</u>
		上記以外	<u>7万5千円以内</u>

※ 申請は1事業者につき1回限りとなります。

(8) 補助対象事業の実施期間

令和4年（2022年）4月1日から令和5年（2023年）2月28日まで

※ この期間内に、契約、発注、納入、検収、支払等の全ての事業の手続きが開始・完了する必要があります。

(9) 採択件数（予定）

採択予定件数は、次のとおりです。

補助金	内容	採択件数（予定）
中小企業販路 拡大支援補助金	I T ・ D X を活用した販路拡大事業	25件
	上記以外	10件
小規模事業者販路 拡大支援補助金	I T ・ D X を活用した販路拡大事業	35件
	上記以外	15件

※ 予算がなくなり次第、募集は終了します。

(10) 採択時期

申請受付後、随時に採択します。

## 2 交付申請について

### (1) 受付期間

令和4年(2022年)4月1日～

※ 補助対象事業の完了した後に申請してください。

※ 予算がなくなり次第、受付は終了します。

### (2) 補助対象者

過去に次の補助金の交付を受けている方は、申請することができません。

ア 令和2年度(2020年度)中小企業者パワーアップ補助金(販路開拓支援)

イ 令和2年度(2020年度)中小企業販路拡大支援補助金

ウ 令和2年度(2020年度)小規模事業者販路拡大支援補助金

エ 令和3年度(2021年度)中小企業販路拡大支援補助金

オ 令和3年度(2021年度)小規模事業者販路拡大支援補助金

カ 令和4年度(2022年度)中小企業海外展開支援補助金

※ その他の要件については、「1(3) 補助対象者」をご確認ください。

### (3) 補助事業の実施について

補助事業を実施する際は、次の点にご注意ください。

#### ア 補助対象事業

事業を完了した後に申請することができます。事業の完了とは、補助対象事業の実施、補助対象経費の契約・支払い等の全てが実施期間内に完了することをいいます。実施期間外に代金が支払われたものは、補助対象となりませんのでご注意ください。

#### イ 補助対象経費の支払い

##### ① 書類の整備、保管

契約書、請求書、振込控え、領収書などの各書類(コピー)を提出してください。また、これらの書類(原本)は、5年間保管してください。

##### ② 支払いの方法

補助対象経費の支払い方法は、金融機関又は郵便局からの振込払いによるものとします。金融機関又は郵便局からの振込払い以外の方法で支払った場合は、補助対象とならない場合があります。

### (4) 提出書類

次の書類を提出してください。

申請書類は、ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/sangyo/001/p030582.html>



令和4年度(2022年度)中小企業販路拡大支援補助金交付申請書

または

(第1号様式)

<p><b>令和4年度（2022年度）小規模事業者販路拡大支援補助金交付申請書</b></p> <p>※ 押印漏れにご注意ください。 <span style="float: right;">（第1号様式）</span></p> <p>※ 個人事業者の方が署名(自署)した場合は押印不要です。</p>	
<input type="checkbox"/>	<p><b>補助対象経費の契約内容等がわかる書類</b></p> <p>※ 契約書、発注書等の各書類（全てコピーしたもの）を提出してください。</p>
<input type="checkbox"/>	<p><b>補助対象経費の支出を証明する書類</b></p> <p>※ 請求書、振込控え、領収書等の各書類（全てコピーしたもの）を提出してください。</p>
<input type="checkbox"/>	<p><b>補助対象事業の成果が確認できる書類</b></p> <p>※ 事業実施の成果が確認できる資料（改修後のHP画面、作成したチラシ等）を提出してください。</p>
<input type="checkbox"/>	<p><b>登記事項証明書（法人の場合）</b></p> <p>※ 発行日から3か月以内のものを提出してください。</p> <p>※ 登記情報サービスの法人登記情報を提出する場合は、照会番号付きで有効期間内のものを提出してください。</p> <p><b>住民票の写し・開業届出書のコピー（個人事業者の場合）</b></p> <p>※ 住民票の写しは、発行日から3か月以内のものを提出してください。</p>
<input type="checkbox"/>	<p><b>法人市民税納税証明書・事業所税納税証明書（法人の場合）</b></p> <p>※ <u>宣誓書で市が代理で取得することを承諾した方は、提出不要です。</u></p> <p>※ 上記内容を承諾されない方は、直近事業年度のものを提出してください。</p> <p><b>市・都民税納税証明書（個人事業者の場合）</b></p> <p>※ <u>宣誓書で市が代理で取得することを承諾した方は、提出不要です。</u></p> <p>※ 上記内容を承諾されない方は、令和3年度のものを提出してください。</p>
<input type="checkbox"/>	<p><b>会社概要</b></p> <p>※ 会社のパンフレット、ホームページのコピーなどを提出してください。</p>
<input type="checkbox"/>	<p><b>従業員の数が確認できる書類</b></p> <p>※ 従業員名簿等の書類を提出してください。</p>

(5) 提出方法

郵送又は窓口持込の方法によりご提出ください。

※ 提出書類は、補助金の交付・不交付に関わらず返却できませんのでご留意ください。

ア 郵送の場合

以下の宛先へ送付してください。

〒192-8501  
 八王子市元本郷町三丁目24番1号  
 八王子市役所 産業振興推進課  
 販路拡大支援補助金担当 宛

イ 持込の場合

八王子市役所 本庁舎6階 産業振興部 産業振興推進課 窓口にご提出ください。

### 3 審査について

提出された交付申請書については、八王子市が必要書類の有無のほか、この補助金の主旨に合った申請内容かどうかを審査したうえで、補助金の交付の可否を決定します。

また、提出した書類に不備（未記入、必要書類の不足など）がある場合は、交付の決定までに時間がかかることがあります。

### 4 補助金の支払いについて

#### (1) 補助金の交付決定

交付申請書の内容を審査し、補助事業が適正に行われたと認められたときは、補助金の額を確定して、交付決定通知書により通知します。

補助金は、千円未満の端数を切り捨てた額を交付します。

#### (2) 補助金の支払い

交付決定通知書と一緒に請求書を送付しますので、振込口座などの情報を記入してご提出ください。請求書の提出後、おおむね3週間程度で指定の口座へ入金します。

### 5 補助事業者の義務など

#### (1) 補助事業者の義務

補助金の採択を受けた方（補助事業者）は、善良な管理者の注意をもって補助事業を行ってください。特に、次の内容にご留意ください。

ア 補助金を他の用途に使用しないこと。

イ 補助事業に係る帳簿その他の資料を常備し、市からの求めがあるときは、それらの資料を提示し、又はその内容を報告すること。

ウ 補助事業に係る帳簿その他の資料を、補助事業の完了後、5年間保存すること。

エ 市などが実施する監査に応じること。

#### (2) 補助金の交付決定の取消

補助金の採択を受けた方（補助事業者）が、次のいずれかに該当した場合、補助金の交付決定を取り消すことや、支払い済みの補助金の返還を命じることがあります。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付の決定の内容及び通知に付した条件に違反したとき。

### 6 問い合わせ先

八王子市 産業振興部 産業振興推進課

電話 042-620-7379

メール b092000@city.hachioji.tokyo.jp